

大湯リハビリ温泉病院介護医療院運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人楽山会が開設する大湯リハビリ温泉病院介護医療院（以下施設という。）が行う介護医療院の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者（以下「従事者」という。）が、要介護者に対し適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条** 従事者は、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、介護医療院サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- 2** 従事者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
- 3** 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 大湯リハビリ温泉病院介護医療院
- 二 所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字湯ノ岱16番地2

（従事者の職種、員数、及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（医師） 1名
従業者の指導監督、業務の実施状況の把握及び入所者の医学的管理その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員 7名以上
看護職員は、入所者の介護医療院サービス計画に基づいた療養上の管理、看護を行う。
- 三 理学療法士（1名）作業療法士（1名）言語聴覚士（1名）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護医療院サービス計画に基づき入所者の心身の諸機能の維持回復のためのリハビリテーションを行う。
- 四 介護職員 11名以上

介護職員は、入所者の介護医療院サービス計画に基づいた介護を行う。

五 介護支援専門員 1名（兼務）

介護支援専門員は、入所者の介護医療院サービス計画を作成する。

六 管理栄養士 1名

管理栄養士は、入所者の栄養管理を行う。

七 薬剤師 1名

薬剤師は、入所者の服薬管理を行う。

（夜間・休日等の体制）

第5条 事業者は、夜間・休日等に入所者の病状が急変した場合には、併設する病院の宿直医が迅速に対応できる体制を整えるものとする。

（入所者の定員）

第6条 入所者の定員は、次のとおりとする。

定員数 42名

（介護医療院サービスの内容）

第7条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 疾病及び障害に対する医療・管理
- 二 療養上の看護及び介護・お世話
- 三 心身機能の維持・回復訓練
- 四 療養、日常生活に関する指導・相談
- 五 食事の提供

（介護医療院サービス利用料その他の費用）

第8条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスである場合は、それに介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない、次の介護医療院サービスを提供した場合は、その利用料の支払いを受けるものとする。なお、外泊時については利用料の支払いを要しないものとする。

- 一 居住費（1日につき 437円）
- 二 食費（1日につき 1,445円）

3 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、書面による入所者又は家族の同意を得るものとする。

(身体的拘束)

第9条 事業者は、入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し、身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限しない。

2 事業者が入所者に対し、身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、入所者に対し事前に、「拘束等に関する説明書」により十分説明し、入所者に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。また、この場合事業者は、事前にまたは事後すみやかに、入所者の後見人または入所者の家族（入所者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、十分説明する。

3 事業者が入所者に対し、身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限した場合には、介護医療院サービス記録に次の事項を記載する。

一 入所者に対する身体的拘束を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間および実施された期間。

二 前項に基づく事業者の入所者に対する説明の時期および内容、その際のやり取りの概要。

三 前項に基づく項の後見人または入所者の家族（入所者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期および内容、その際のやり取りの概要。

4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のために指針を整備すること。

三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、

事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村が行う虐待等に関する調査等に協力するものとする。

(秘密保持)

- 第 1 1 条** 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密や個人情報を漏らしてはならない。また事業所の従事者であった者が、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2** 事業者は、入所者の個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくものとする。

(苦情処理)

- 第 1 2 条** 提供した介護医療院サービスに対する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講ずるものとする。
- 2** 事業者は、自ら提供した介護医療院サービスに関して、市町村が行う文書等の提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3** 介護医療院サービスに対する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査には協力するものとする。また、自ら提供した介護医療院サービスに対して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

- 第 1 3 条** 事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 1 4 条** 入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2** 入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 3** 事故発生防止のための委員会を設置し、事故発生防止に向けた研修を年 2 回以上行う。
- 4** 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。
- 担当者名 主任 佐藤裕子

(非常災害対策)

第15条 事業所における非常災害対策は次のとおりとする。

- 一 非常災害に際して必要な消火設備、その他の設備を設ける。
- 二 消防業務については、防火管理者及び火気取り扱い責任者を置く。
- 三 火災及び風災害、地震等の災害に対処するための具体的計画を策定する。
- 四 具体的計画に基づいた、避難、誘導、救出訓練を昼間及び夜間の年2回実施する。
- 五 具体的計画は、消防署などの関係機関と連携し、随時適切なものとする。
- 六 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に通知する。

2 訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるように努める。

(衛生管理)

第16条 事業所は、入所者の使用する施設、設備備品を清潔に保持し、常に衛生管理に注意し感染防止に努めるものとする。

- 一 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関連法規に準じて行う。
- 二 食中毒及び感染症の発生を防止する措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保つ。
- 三 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ症対策等については、発生・まん延を防止するための措置については、厚生労働省等から発出されている通知等に基づき適切な措置を講ずる。
- 四 空調設備により施設内の適温の確保に努める。

2 感染症や食中毒の発生、まん延を防止するため次の措置を講ずる。

- 一 感染対策委員会を設置し、一月に1回程度定期的に委員会を開催し職員に周知徹底する。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、平常時の対策と発生時の対応を規定する。
- 三 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回実施する。また、新規採用時には感染対策の研修を実施する。訓練についても定期的に実施する。

(介護医療院サービスの取扱い方針)

第17条 従事者は、介護医療院サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の療養を妥当適切に行なうものとする。

2 従事者は、介護医療院サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項に対して理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第18条 介護医療院サービスの入所者は、本サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意することとする。

- 一 サービス提供に利用する施設及び設備の使用については、職員の指示に従うこととする。
- 二 療養生活をより効果的なものにするため、医師及び看護師の指示に従うものとする。
- 三 面会時間については時間を厳守することとする。
- 四 外出・外泊の際は、医師の許可を得ることとする。
- 五 騒音等他の入所者の迷惑となる行為は慎むこととする。
- 六 施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は慎むこととする。
- 七 施設内は全域禁煙とする。

(会計の区分)

第19条 事業所ごとに経理を区分するとともに、介護医療院サービスの会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第20条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

- 2 入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第21条 管理者は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務態勢を整備する。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年2回

- 2 事業所は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（協力医療機関等）

第23条 事業者は、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 事業者からの診察の求めがあった場合において診療を行う体制を、常に確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、事業者の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称を秋田県に届け出るものとする。
- 3 事業者は、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるものとする。
- 4 事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 事業者は、入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し退院が可能になった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

附則

この規定は、平成30年 8月 1日から施行する。

一部改定	令和	1年	10月	1日
一部改定	令和	2年	4月	1日
一部改定	令和	3年	4月	1日
一部改定	令和	3年	8月	1日
一部改定	令和	5年	4月	1日
一部改定	令和	6年	4月	1日

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名又は施設名	大湯リハビリ温泉病院介護医療院
申請するサービス種類	介護医療院

措 置 の 概 要
1. 入所者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ◇相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにすると共に、担当者に引き継いでいる。 <u>連 絡 先 電話番号 0186-37-3511 FAX 0186-37-3483</u> <u>相談担当者 介護医療院 課長 児玉 菜穂子</u>
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ◇苦情があった場合は、直ちに相談担当者が相手方に直接出向いて、詳しい事情を聞くとともに、サービス担当者からも事情を確認する。 ◇相談担当者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。 ◇検討の結果、必ず翌日までは具体的な対応をする。（入所者に謝罪及び改善事項の説明等） ◇苦情の内容及び処理について記録・保管し、再発防止に役立てる。
3. その他参考事項 ◇入所者の声に耳を傾け、常にサービス内容の検討を行う。 ◇他のサービス事業者との連絡を密にし、苦情に対しては迅速に対応する。